

福岡市おもてなし力向上支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 おもてなし力向上支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、各種業界又は地域全体におけるおもてなし力向上に資する取組を支援することにより、本市内の民間事業者等のおもてなし力の向上意欲を喚起するとともに観光客の回遊性の向上及び消費機会の拡大を図り、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おもてなし力 円滑に観光客の受入対応等ができることをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずるものとして市長が認める団体をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協同組合等が本市の区域内で実施する各種業界又は地域全体のおもてなし力向上に資すると見込まれる次に掲げる事業とする。

- (1) パンフレット、ホームページ等の作成、多言語化等
 - (2) 外国人対応マニュアルの作成、外国人接遇研修等
 - (3) 観光振興に資する調査統計事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。
- (1) 専ら営利を目的とするもの
 - (2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、報償費、印刷消耗品費、役務費、委託料その他の市長が必要と認める経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条の補助対象者の運営に係る経費、交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各

号のいずれにも適合する観光客の受入に係る事業を営む協同組合等であつて、概ね4以上の民間事業者等を構成員とする団体とする。なお、補助金の交付対象者は、公募により募集する。

- (1) 本市の区域内に本店、支店その他の事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (5) 補助金対象事業に関し、国、地方公共団体（本市を含む。）その他のこれらに準ずる団体から他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象者の利益、権利等の獲得を主たる目的とした活動を行っていないこと。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としていないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、事業費のうち補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象事業に着手する日以前に、予め補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び事業収支計画書
- (2) 登記事項証明書、代表者の住民票の抄本その他これらに準じる書類
- (3) 当該補助対象者を構成する民間事業者等及びその代表者の名簿
- (4) 当該補助対象者の定款、規約等
- (5) 当該補助対象者名義の銀行通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金の交付をすべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定をするものとする。

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、別記様式第3号によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の変更, 中止又は廃止)

第12条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認又は規則第17条第1項ただし書に規定する認定を受けようとするときは, 補助事業者は, あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は, 前項に規定する申請があった場合において, 当該申請に係る事項を承認し, 又は認定すべきものと認めたときは, 第7条又は第9条の決定を変更し, 又は条件を付することができる。

3 市長は, 前項の規定により第7条の決定を変更したときは, その変更の内容を補助事業者に通知しなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は, 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては, すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は, 補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは, すみやかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は, 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは, その日から1月以内の日若しくは第10条の決定の通知を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日又は市長が定める日までに, 事業実績報告書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて, 市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の支払の事実又は支払義務の確定を証する書類の写し
- (2) 補助事業に関する収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか, 補助事業の実施状況を示す書類

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は, 前条の報告を受けた場合においては, 報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査等により, その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し, 適合すると認めたときは, 交付すべき補助金の額を確定し, 当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の事前交付)

第17条 市長は, 補助事業の性質上, その事業の終了前に補助金を交付することが適当と認めるときには, 一括又は分割して事前に補助金を交付することができる。

2 前項の規定により事前に交付した補助金の額が, 前条の規定により確定した額を超えるときは, 市長は, 当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は, 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類, 帳簿等を常に整備しておかななければならない。

2 前項の書類, 帳簿等は, 当該書類, 帳簿等に係る補助事業が完了し, 又は廃止した日の属する年度以降5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第19条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 規則第19条の規定は、前項の処分をした場合について準用する。

5 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

(別記様式第1号)

平成 年 月 日

福岡市長様

団体名
代表企業等の所在地
代表者名 (印)

平成 年度 福岡市おもてなし力向上支援補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市おもてなし力向上支援補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円
- 2 事業概要
別紙1のとおり
- 3 補助事業収支決算書
別紙2のとおり
- 4 添付資料
 - ・登記事項証明書、代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ・団体を構成する事業者等及びその代表者の名簿
 - ・団体の規約
 - ・団体名義の銀行通帳の写し

確 認 書

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が次の各号に係る照会確認に使用することを同意します。

- (1) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないことを確認するため、市税務担当課への照会確認に使用すること。
- (2) この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用すること。

以上を承諾のうえ、申請します。

団体名
代表企業等の所在地
代表者名 (印)

事業概要

(別記様式第1号)

別紙 1

<u>1. 事業目的</u>
<u>2. 具体的な事業の内容</u>
<u>3. 事業の性質</u>
① 事業の継続性・発展性の観点から
② 業界や地域の協力性の観点から
③ 他の団体や地域への波及性の観点から
④ 現実性の観点から
⑤ 補助金の交付による事業の発展性の観点から
<u>4. 実施時期</u>
<u>5. 補助金の用途について</u>

(別記様式第2号)

平成 年 月 日

福岡市長様

団体名
代表企業等の所在地
代表者名 (印)

事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました平成
年度おもてなし力向上支援事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 実施期間

3. 事業報告 別紙1のとおり

4. 実施状況

- (1) 補助事業収支決算書 別紙2のとおり
- (2) 補助事業に係る支出を証する書類等 別添のとおり

5. 補助金の交付決定額と清算額

- (1) 補助金の交付決定額 円
- (2) 補助金の清算額 円

1. 実施事業の概要・実績

2. 事業のふりかえり

- ①今後の事業展望を教えてください。(継続性・発展性)

- ②業界や地域の協力性の観点から心掛けた点を教えてください。(協力性)

- ③他の団体や地域で類似の事業はできますか？(波及性)

- ④事業を確実に実施するために心掛けた点がありますか？(現実性)

3. 助成による効果について(補助金がなければできなかったこと)

4. おもてなし力向上につなげるため、工夫・努力した点を教えてください。

補助事業収支決算書

(別記様式第2号)
別紙 2

収 入			支 出		
費目	予算額	決算額	費目	予算額	決算額
補助金					
自己負担金					

(別記様式第2号)

別 添

補助事業に係る支出を証する書類等
(領収証添付用紙)

(別記様式第3号)

事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもつて申請のあつた
て、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

事業補助金について

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 日以内とすること
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すべきこと